

情報提供推進要項

第1 趣旨

この要項は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に規定する情報提供に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 情報プラザの設置

1 設置の趣旨

本庁における情報公開の総合窓口及び情報提供に関する事務の一元化を図るため、県庁行政棟新館1階に「情報プラザ」を設置する。

2 利用時間

情報プラザの利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

第3 行政資料による情報提供

1 行政資料による情報提供

県が作成し、又は取得した研究書、報告書、統計資料、広報紙、パンフレット（公表を目的としたもの）に限り、市販されているものは除く。以下「行政資料」という。）については、情報プラザ内に配架（書架に並べること。）し一般に情報提供するものとする。

2 情報提供の方法

(1) 閲覧

ア 情報プラザに行政資料を配架し、一般の閲覧に供するものとする。

イ 行政資料を汚損、又は破損させるおそれがあるときは閲覧を中止させることができる。

(2) 写しの交付

ア 乾式複写機を利用するものとし、サイズはA3判以内とする。

イ 著作権法（昭和45年法律第48号）の規定に抵触するものは除く。

ウ 写しの作成に要する費用の額は、複写物1面につき10円とする。

ただし、カラーコピーについては、複写物1面につき30円とする。

(3) 有償頒布

有償頒布は、県民等からの行政資料の頒布についての需要に応え、印刷経費の実費で提供することで、情報提供の充実、県民サービスの向上を図るために実施するものとする。

ア 県が作成した行政資料のみとする。

ただし、広報紙、観光用パンフレット等県民一般に広く無料で配布することを目的として作成されたものは除く。

イ 定期刊行物等については、原則として最新号のみとする。

ウ 有償頒布の価格は原則として、行政資料作成単価（印刷経費）の100分の120とし、10円未満の端数は切り捨てるものとする。

(4) 貸出し

行政資料の貸出しは、原則として行わないものとする。

(5) 写しの交付及び有償頒布における費用の徴収

写しの交付及び有償頒布に要する費用は前納とし、情報プラザの担当者が熊本県会計

規則の規定による現金収納の方法により徴収するものとする。

3 行政資料の作成報告等

(1) 発行者等情報の印刷

本庁各課（室・センター）、各出先機関、各種委員（会）事務局、企業局及び病院局（以下「各課等」という。）の長は、行政資料の印刷に当たっては、以下の情報を原則として資料の裏表紙の右下すみに印刷するものとする。

発 行 者：熊本県

所 属：（所属名）

発行年度：（年度）

※（例）

発 行 者：熊本県

所 属：県政情報文書課

発行年度：平成23年度

(2) 行政資料の送付及び作成報告

各課等の長は、行政資料を作成したときは、速やかに以下のものを県政情報文書課長へ提出するものとする。

また、作成する行政資料が外部記録媒体等を利用した電磁的記録による配布であったとしても、県政情報文書課長への送付は紙媒体によるものとする。

なお、県以外の者から取得した資料については、当該資料10部又は送付可能な部数を県政情報文書課長へ送付するものとする。

ア 当該資料10部

ただし、政策PR・広報用パンフレットについては、10部のほかに配布用として必要部数を提出するものとする。

イ 「行政資料の作成について」（別記様式1）

(3) 行政資料の管理

県政情報文書課長は、各課等の長から提出された「行政資料の作成について」をとりまとめ、熊本県ホームページに掲載する。

(4) 行政資料の送付

県政情報文書課長は、各課等の長から提出された行政資料10部を次の箇所に送付する。

・ 国立国会図書館	5部	・ 情報プラザ配架用	2部
・ 県立図書館	2部	・ 議会図書室	1部

第4 情報プラザにおける機器類による情報提供

1 映像・音声による情報提供

(1) 情報プラザにおいて、県が保有する映像・音声（音声は講演会等を録音したもの）資料を提供するものとする。

(2) 各課等の長は、映像・音声資料を作成したときは、県政情報文書課長へ当該映像・音声資料を必要数送付するものとする。

(3) 映像・音声資料については、利用者が自由に操作し、視聴できるものとする。

(4) 映像・音声資料の上映・再生については無料とする。

(5) 情報プラザで保管する映像・音声資料については、県民への貸出しは、行わないものとする。

2 県庁ホームページ情報の提供

(1) 県庁ホームページ情報について閲覧の申出があった場合は、情報プラザに設置する端末機を利用して提供するものとする。

(2) 県民に対する県庁ホームページ情報に係る資料の出力及び交付は行わないものとする。

第5 その他の情報提供

1 イベント情報の提供

- (1) 情報プラザにおいては、県の公の施設の催し物や県の主催する行事等についての情報の提供を行うものとする。
- (2) 広報課長は、毎月把握している各課等における行事予定等を、県政情報文書課長に通知するものとする。

2 その他の情報提供

情報プラザにおいては、その他県に関する様々な情報の提供を行うものとする。

第6 情報プラザへの配架及び除架（書架から除くこと。）の手續

第3から第5までの情報提供を行うに当たり、各課等が行政資料等を情報プラザへ配架又は除架する場合の手續は、以下によるものとする。

1 配架の手續

- (1) 県が作成した行政資料については、第3の3によるものとする。
- (2) (1)以外の行政資料等については、各課等の長は、当該行政資料等を県政情報文書課長に提出するとともに、情報プラザに備付けの「情報プラザ行政資料等配架・除架台帳」（別記様式2）（以下「台帳」という。）に必要事項を記入するものとする。

各出先機関及び病院局長は、上記に代えて、台帳の各記載項目を記載した連絡票（様式任意）を添付して行政資料等を県政情報文書課長へ送付することで配架の手續ができるものとする。

2 除架の手續

- (1) 各課等の長は、除架したい行政資料等を県政情報文書課長に示すとともに、台帳に必要事項を記入するものとする。

各出先機関及び病院局長は、上記に代えて、台帳の各記載項目を記載した連絡票（様式任意）を県政情報文書課長へ送付することで除架の手續ができるものとする。

- (2) 県政情報文書課長は、(1)による場合以外でも必要に応じて除架できるものとする。

（附則）

- 1 この要項は、昭和62年6月2日から施行する。
- 2 第2の2（(8)を除く。）については、昭和62年7月1日以降に作成される行政資料について適用する。

（附則）

この要項は、昭和63年4月22日から施行する。

（附則）

この要項は、昭和63年10月1日から施行する。

（附則）

この要項は、平成元年2月6日から施行する。

（附則）

この要項は、平成2年5月11日から施行する。

（附則）

この要項は、平成6年4月1日から施行する。

（附則）

この要項は、平成12年11月1日から施行する。

(附則)

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

(附則)

この要項は、平成16年10月1日から施行する。

(附則)

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この要項は、平成22年2月3日から施行する。

(附則)

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この要項は、平成23年11月1日から施行する。